

社会福祉法人白風会 特別養護老人ホームいちいの木
指定短期入所生活介護事業運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人白風会が開設する指定短期入所生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という）の事業は、要介護状態となった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の世話及び機能訓練を行う事により、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(運営方針)

第3条 本事業において提供する指定短期生活介護は、介護保険並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供するよう努める。
- 3 利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かり易く説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの管理、評価を行う。
- 6 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供する。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。
特別養護老人ホームいちいの木（以下事業所という）

(事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。
山梨県南都留郡忍野村内野中賀背 3572 番 1

(職員)

第6条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。（全職員が併設本体施設である指定介護老人福祉施設の同職を兼務）

2. 管理者（施設長） 1名（常勤職員 1名）
管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
3. 医師 1名（非常勤職員 1名）

医師は利用者の診察、健康管理及び療養上の指導を行う。

4. 生活相談員 1名（常勤職員 1名）
生活相談員は利用者及び家族の必要な相談に応ずると共に、適切なサービスが提供されるよう、事業内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等の期間との連携において必要な役割を果たす。
5. 看護師 6名（常勤職員 4名）
看護職員は、保健衛生並びに看護業務を行う。
6. 介護職員 21名（常勤職員 11名）
介護職員は、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
7. 栄養士 1名（常勤職員 1名）
栄養士は食事の献立の作成、栄養計算、衛生管理及び利用者に対する栄養指導等を行う。
8. 宿直員 2名（非常勤職員 2名）
宿直業務を行う。

（利用定員）

第7条 利用定員は20名とする。

指定介護老人福祉施設の併設事業所として、併設空床形の運営を行う。

（指定短期入所生活介護の内容）

第8条 本事業所の生活介護を中心とした主要業務は次のとおりとする。

2. 看護、介護にあたっては利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。
 - 1) 指定短期入所生活介護事業所（以下「事業者」という）は、1週間に2回以上適切な方法により、利用者を入浴させる。体調不良などの理由から入浴できない利用者については、清拭するものとする。
 - 2) 事業者は、利用者の心身の状況に応じ適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
 - 3) 事業者はおむつを使用する利用者に対しおむつを適切に交換するものとする。
 - 4) 事業者は全各項に定める他、利用者に対し離床、着替え、整容、その他日常生活全般にわたる世話を適切に行うものとする。
 - 5) 事業者は常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により当該事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならないものとする。

3. 食事の提供 利用者の食事は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。
 - 1) 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮しできるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない
 - 2) 2 食事の時間は概ね以下のとおりとする。

朝食	7：00～	8：00
昼食	11：30～	12：30
夕食	16：40～	17：40
4. 機能訓練 事業者は、利用者の心身の状況を踏まえ必要に応じて日常生活をおくる上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。
5. 健康管理 事業者の医師及び看護職員は常に利用者の健康の状況に注意するとともに健康保持のための適切な処置をとらなければならないものとする。
 - 1) 事業所の医師は利用者に対して行った健康管理に関しその者の健康手帳に必要な所要のページに必要事項を記載しなければならない。
6. 相談及び援助 事業者は常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等的確な把握に努め利用者又はその家族に対しその相談に適切に応じると共に必要な助言その他の援助を行うものとする。
7. 送迎サービス 心身の状態、家族等の事情などの理由により送迎を必要とする利用者に居宅と事業者間の送迎サービスを行う。
8. その他のサービスの提供 事業者は教養娯楽設備等を備える他適宜利用者の為のレクリエーション行事を行うものとする。
 - 1) 事業者は常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならないものとする。

(利用料及びその他の費用の額)

第9条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は次の通りとする。

i) 1割負担者

単位/円

項目	介護度	所得区分	多床室 II		
			利用料	滞在費	食費
施設 利用 料	要介護 1	第1段階	603	0	300
		第2段階	603	370	600
		第3段階①	603	370	1,000
		第3段階②	603	370	1,300
		第4段階	603	855	1,445
	要介護 2	第1段階	672	0	300
		第2段階	672	370	390
		第3段階①	672	370	1,000
		第3段階②	672	370	1,300
		第4段階	672	855	1,445
	要介護 3	第1段階	745	0	300
		第2段階	745	370	390
		第3段階①	745	370	1,000
		第3段階②	745	370	1,300
		第4段階	745	855	1,445
	要介護 4	第1段階	815	0	300
		第2段階	815	370	390
		第3段階①	815	370	1,000
		第3段階②	815	370	1,300
		第4段階	815	855	1,445
	要介護 5	第1段階	884	0	300
		第2段階	884	370	390
		第3段階①	884	370	1,000
		第3段階②	884	370	1,300
		第4段階	884	855	1,445
看護体制加算 (I)			4	1日あたり	
送迎に係る費用			片道 184	1回(片道)につき左記の額を加算	
介護職員処遇改善加算 II				所定単位数に13.6%を乗じた単位数	

ii) 2割負担者

単位/円

項目	介護度	所得区分	多床室 II		
			利用料	滞在費	食費
施設 利用 料	要介護 1	第1段階	1,206	0	300
		第2段階	1,206	370	600
		第3段階①	1,206	370	1,000
		第3段階②	1,206	370	1,300
		第4段階	1,206	855	1,445
	要介護 2	第1段階	1,344	0	300
		第2段階	1,344	370	390
		第3段階①	1,344	370	1,000
		第3段階②	1,344	370	1,300
		第4段階	1,344	855	1,445
	要介護 3	第1段階	1,490	0	300
		第2段階	1,490	370	390
		第3段階①	1,490	370	1,000
		第3段階②	1,490	370	1,300
		第4段階	1,490	855	1,445
	要介護 4	第1段階	1,630	0	300
		第2段階	1,630	370	390
		第3段階①	1,630	370	1,000
		第3段階②	1,630	370	1,300
		第4段階	1,630	855	1,445
	要介護 5	第1段階	1,768	0	300
		第2段階	1,768	370	390
		第3段階①	1,768	370	1,000
		第3段階②	1,768	370	1,300
		第4段階	1,768	855	1,445
看護体制加算 (I)			4	1日あたり	
送迎に係る費用			片道 184	1回(片道)につき左記の額を加算	
介護職員処遇改善加算 II				所定単位数に13.6%を乗じた単位数	

iii) 3割負担者

単位/円

項目	介護度	所得区分	多床室 II		
			利用料	滞在費	食費
施設 利用 料	要介護 1	第1段階	1,809	0	300
		第2段階	1,809	370	600
		第3段階①	1,809	370	1,000
		第3段階②	1,809	370	1,300
		第4段階	1,809	855	1,445
	要介護 2	第1段階	2,016	0	300
		第2段階	2,016	370	390
		第3段階①	2,016	370	1,000
		第3段階②	2,016	370	1,300
		第4段階	2,016	855	1,445
	要介護 3	第1段階	2,235	0	300
		第2段階	2,235	370	390
		第3段階①	2,235	370	1,000
		第3段階②	2,235	370	1,300
		第4段階	2,235	855	1,445
	要介護 4	第1段階	2,445	0	300
		第2段階	2,445	370	390
		第3段階①	2,445	370	1,000
		第3段階②	2,445	370	1,300
		第4段階	2,445	855	1,445
	要介護 5	第1段階	2,652	0	300
		第2段階	2,652	370	390
		第3段階①	2,652	370	1,000
		第3段階②	2,652	370	1,300
		第4段階	2,652	855	1,445
看護体制加算 (I)			4	1日あたり	
送迎に係る費用			片道 184	1回(片道)につき左記の額を加算	
介護職員処遇改善加算 II				所定単位数に13.6%を乗じた単位数	

2. その他の費用

- 1) 理美容代 2,000 円／回
2) 日用品費

項目	種別	品名	金額	備考
日常生活費	日用品	ティッシュペーパー	100円	
		歯ブラシ	150円	
	その他の費用	材料費	実費相当分請求	クラブ活動に参加した利用者に対して実際に掛かった材料費

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の実施地域は南都留郡・富士吉田市・都留市・大月市とする。

(守秘義務)

第11条 職員または職員であった者は正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

2. 管理者は職員または職員であった者が正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう職員に対し適切な指導監督を行うものとする。

(苦情処理)

第12条 入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- 2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、または市町村職員からの質問・紹介に応じ、入所者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- 3 サービスに関する入所からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(緊急時の対応)

第13条 事業者は現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合速やかに主治医またはあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な処置を講ずる。

(非常災害対策)

- 第14条 消防法第8条に規定する防火管理者を配置し、消防法施行規則第3条に規定する消防計画を策定する。
- 2 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、非難に関する計画を作成する。
 - 3 非常災害に備え、年2回以上は防災訓練を行うとともに、特に総合防災訓練を年1回実施する。

(事故発生時の対応)

- 第15条 サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。
- 2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りでない。

(虐待防止に向けた体制等)

- 第16条 第36条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者はこれらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。
- 2 施設では虐待防止委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
 - 3 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行う。
 - 4 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
 - 5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(地域との連携)

- 第17条 事業所の運営に当っては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。

(勤務体制等)

- 第18条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めるものとする。
- 2 利用者に対するサービスの提供は、事業所の従業者によって行う。ただし、

利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 事業者は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けるものとする。

(掲示)

第19条 施設内の見やすい場所に運営規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(協力医療機関等)

第20条 入院治療を必要とする入所者の為に国民健康保険富士吉田市立病院、山梨赤十字病院を協力病院と定める。

2 歯科診療のため、マール歯科を協力歯科医療機関と定める。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第21条 利用者は管理者や医師、生活相談員、看護職員、介護職員などの指揮による日課を励行し共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努める。利用者は施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持のため事業者に協力する。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 この規定に定める事項の他運営に関する重要事項は社会福祉法人白風会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規定は平成15年4月1日から施行する。

平成17年10月1日改正

平成21年4月1日改正

令和3年4月1日改正

令和3年8月1日改正

令和6年4月1日改正

令和6年6月1日改正